

北秋田市立合川中学校いじめ防止基本方針

策定日：平成26年2月20日

改訂：令和6年4月1日

基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命に、または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために基本方針を定めるものである。

合川中学校いじめ防止等対策委員会（ひまわり委員会）

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、本校ではいじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、「いじめ防止等対策委員会（ひまわり委員会）」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、関係者(学級担任、部活動担当、SC等)

○定例→毎月最終水曜日の運営委員会の中で実施

「いじめ未然防止」の視点から、各学年や部活動等の生徒の様子を確認する。

○問題が発生した場合→随時開催し対応

〈対応の流れ〉

日常の観察・教育相談・生活ノート・周囲からの情報や本人の訴え

担任・学年主任・生徒指導主事で概要確認

緊急ひまわり委員会

事実の確認、指導方針・指導体制・役割分担の確認

- 学校長（統括） ○教頭（指導方針・体制チェック、外部機関渉外）
- 生徒指導主事 ➡（指導方針・指導体制・役割分担決定）
- 養護教諭、学年主任、関係者 ➡被害生徒の保護、加害生徒への指導、保護者への連絡、助言・指導

全職員で共通理解、経過観察・再発防止活動

1 合川中学校いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
 - ・ いじめ防止に関する指導の年間計画への位置付け
 - ・ いじめについての理解
- (3) 心の通う人間関係を構築する能力の素地やストレスに適切に対処できる力を養う。
 - ・ 日常生活、学級活動、道徳等での指導や啓蒙
 - ・ 縦割り班活動、様々な体験活動、部活動などを通じた人間関係の構築や思いやりの心の育成
- (4) 生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
 - ・ いじめ防止集会やいじめ防止の標語募集
 - ・ 生徒会を中心とした活動の充実
 - ②生徒自らがいじめ防止に取り組めるような講話を実施する。
- (5) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
 - ・ いじめ防止や対応に関する方針や取り組みについての共通理解とP D C Aサイクルでの評価と見直し

2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- ・ 気になる変化や気になる行為があった場合に職員がいつでも共有できる体制づくり
- ・ 健康観察、生活ノートからの兆候の発見
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の児童生徒及び保護者への周知

3 いじめ発生時の対応

- ・ 早期に正確な情報収集を行い、客観的事実に基づいた対応
- ・ 被害者、加害者、その他の生徒への適切な対応と指導
- ・ 臨時集会等の開催
- ・ 市教委、関係する家庭への連絡・相談
- ・ 必要に応じた関係機関との連携

4 地域や家庭との連携

- ・ P T Aや地域の関係団体等とのいじめの問題についての協議
- ・ 必要に応じた広域スクールカウンセラー等との連携
- ・ この方針についての学校報やホームページでの周知

学校の基本方針策定に当たって

策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等、地域の方々にも参画してもらうことが有効。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

策定した方針については、学校報やホームページ等で公開する。

いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの解決

加害者児童生徒による被害者児童生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を初めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

いじめ防止に向けての組織

第22条の規定に基づき、学校はいじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等による校内組織を置く。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。